

## 長崎市農業委員会 令和2年7月第1回（臨時）総会 議事録

1 日 時 令和2年7月20日（月）

【午前】11：10 開会 11：15 休憩

【午後】12：30 再開 13：20 閉会

2 会 場 長崎市立図書館新興善メモリアルホール（長崎市興善町1番1号）

3 出席農業委員（19名）

赤瀬 孝則 井川 義英 石橋 一次 岩永 一也 岩本 隆

後山 裕義 上川 満治 田平 孝廣 鳥越 悦子 永岡 亜也子

平尾 政博 松尾 隆治 峰 忠幸 森山 安男 柳川 八百秀

山口 邦俊 山口 眞佐栄 山崎 実男 山脇 貞雄

4 欠席農業委員（0名）

5 出席職員

【農林振興課】 相川課長 徳重係長

【農委事務局】 向井事務局長 山下事務長 川本農政管理係長 平農地係長  
岩崎主任 赤池主事

9 資 料 別添資料のとおり

**【午前】**

○事務局長 本日は、お忙しいところ、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。私は、事務局長を務めさせていただいております向井でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。それでは、ただいまより長崎市農業委員会総会を開催いたします。臨時議長をお決めいただくまで、事務局の方で司会進行をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○事務局長 それでは、本日の司会進行をさせていただきます、長崎市農業委員会事務長の山下でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。総会に付議しております事項等についての審議は、この後お昼をはさみまして 13 時から行いたいと思っておりますが、先に本日出席しております市職員の紹介をさせていただきます。水産農林部長兼農業委員会事務局長の向井逸平でございます。農林振興課長の相川一郎でございます。農林振興課企画農政係長の徳重公一でございます。

次に、農業委員会事務局職員の紹介をいたします。農政管理係長の川本大助でございます。農地係長の平俊隆でございます。最後に、司会進行を務めさせていただきます、事務長の山下真吾でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、これから暫時休憩とさせていただきます、午後1時から再開させていただきます。相川課長、徳重係長におかれましては、公務のため、ここで退席させていただきますので、ご了承ください。なお、この会場では食事を摂ることができませんので、恐れ入りますが、各自昼食をとっていただき、午後1時までにこの会場へご集合ください。なお、座席の位置につきましては、本日の審議等において地区ごとに協議する事項もあるため、地区ごとにまとめるような座席位置に変更させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○事務局長 進行が少し早くなっておりますので、午後は、1時ではなくて12時半の再開にしたいと思います。ご都合はどうでしょうか。

— 委員全員了承 —

○事務局長 それでは12時半の再開でよろしくをお願いいたします。

— 休憩 — 農林振興課職員退席

**【午後】**

○事務局長 それでは、臨時総会を再開いたします。今回は、農業委員会委員の任期満了による任命後、最初に行われる総会でございますので、会長が決定するまで、臨時議長をたてまして、その方に議事を進めていただくこととしたいと思います。臨時議長につきましては、地方自治法第107条の規定の準用により、委員のうち年長者の方に臨時議長の職務をお願いしたいと思います。石橋一次委員を、臨時議長として指名させていただきます。

議長席へお願いいたします。

○臨時議長 それでは、新しい会長が選任されるまでの間、私の方で議事を進めさせていただきます。委員定足数報告を、事務局からお願いします。

○事務長 本日の総会につきましては、出席委員 19 名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 27 条第 3 項及び長崎市農業委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、総会は成立しておりますことをご報告いたします。

○臨時議長 ありがとうございます。本日は、市長の任命後、初めて行われる総会でありますので、最初に、事務局から委員の皆様のご紹介をお願いします。

○事務長 それでは委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お手元に委員名簿を配付しておりますので、ご参照願います。お名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、ご起立一礼のうえ、ご着席をお願いいたします。なお、順序は 50 音順とさせていただきますので、よろしくお願いします。

— 委員の紹介 —

以上で、ご紹介を終わります。

○臨時議長 ありがとうございます。それでは、議事に入ります。まず、議事録署名人を指名したいと思いますが、議長にご一任いただけますでしょうか。

— 議長一任の声あり —

○臨時議長 それでは、赤瀬孝則委員と井川義英委員にお願いしたと思いますが、よろしいでしょうか。

○赤瀬委員・井川委員 了承

○臨時議長 ありがとうございます。それでは、議案の審議に入ります。第 1 号議案「長崎市農業委員会会長の互選について」、事務局から説明をお願いします。

○事務長 それでは、「会長の互選について」、ご説明いたします。農業委員会会長の選出のあたりましては、農業委員会等に関する法律第 5 条第 2 項の規定により、「会長は、委員が互選した者をもって充てる」ということになっております。この互選は、選挙権者が同時に被選挙権者として相互に選挙することでありますから、投票によって行うのが原則

となっております。ただし、議会においては、地方自治法第118条第2項及び第3項の規定による指名推選の方法によることも認められております。同法では、「議会は、議員中に異議がないときは、指名推選の方法を用いることができる。」となっております。指名推選の方法を用いる場合においては、「被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、議員全員の同意があった者をもって当選人とする。」となっております。従いまして、この規定を準用して指名推選による場合には、次の3つのことについて、いずれも異議がなかった場合にのみ、当選が決定するということとなります。まず、第1に、会長選出を選挙ではなく指名推選という方法について、全員に異議がないこと、第2に、指名の方法について、全員に異議がないこと、第3に、指名された者を当選人とすることについて、全員に異議がないこと、これが必要条件となります。参考までに、今回は、指名推選の方法により実施されております。以上です。

○臨時議長 ただいま、事務局から説明がありましたように、会長選出については、指名推選または投票の方法によることとありますが、いかがでしょうか。ご意見をお伺いします。

○森山委員 前回と同様に、指名推選で決めたほうがよいと思います。

○臨時議長 ただいま、会長選出については、指名推選という意見がございましたが、他にご意見はありますか。

— 意見等なし —

○臨時議長 それでは、指名推選の方法でよろしいかお諮りします。賛成の委員の起立を求めます。

— 全員起立 —

○臨時議長 全員賛成ですので、指名推選によることに決定いたしました。どなたか推薦をする方がいらっしゃいますでしょうか。

○森山委員 前回、会長として活躍いただいております、平尾委員を推薦いたします。

○臨時議長 ただいま、平尾委員を推薦するとの発言がありましたが、ほかに推薦者はございませんでしょうか。

○上川委員 今、平尾委員の推薦がございました。平尾委員は、現在何期目かでございますけれども、私の方も認定農業者連絡協議会の方からも推薦したいと思っております。

○臨時議長 指名推選の場合は、皆様全員の同意が必要でございます。それではお諮りいたします。平尾委員を会長とすることに、賛成の委員の起立を求めます。

— 全員起立 —

○臨時議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、平尾委員を長崎市農業委員会会長として、当選人といたします。それではここで、会長に当選されました平尾委員にご挨拶をお願いいたします。

○平尾委員 皆様方にまた会長ということで、選任をいただきました平尾でございます。私も1期3年間、皆様方や事務局のご協力・ご指導の下にどうにか3年間頑張ってきたわけですが、また続けてこれから皆様方や事務局のご協力・ご指導によりまして、長崎市の農業の発展のために一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○臨時議長 ありがとうございます。ただいま、長崎市農業委員会の会長が決定しました。長崎市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長は、会議の議長となり、議事を整理することとなっておりますので、これからの議事進行につきましては、平尾会長をお願いすることといたします。皆様のご協力によりまして、臨時議長の職務を無事終了することができましたことに、厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

— 議長交代 —

○議長 それでは、早速でございますが、これまで議長を務めていただきました石橋一次委員さんと交代いたしまして、これからの議事につきましては、私が進行を行いますのでよろしくお願いいたします。続きまして、第2号議案、「長崎市農業委員会会長の職務代理者の互選について」の議題に入ります。内容について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務長 それでは、「会長の職務代理者の互選について」、ご説明いたします。会長の職務代理者の互選につきまして、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定によりまして「会長が欠けたとき、又は、会長に事故があるときは、委員が互選した者が、その職務を代理する」となっております。この互選につきましても会長の互選と同様に「選挙による方法」と「指名推選による方法」とがありますのでよろしくお願いいたします。また、参考までに本件についても前回は指名推選による方法により実施されております。以上です。

○議長 ただ今、事務局から説明がありましたとおり、互選の方法としましては、会長の互選と同様に、指名推選または投票の2つの方法がありますが、いかがいたしましょうか。

ご意見をお伺いします。

○山口（邦）委員 会長と同様に、指名推選で決めたほうがよいと思います。

○議長 ただいま、会長と同様、指名推選がよいという意見がございましたが、他に意見はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 それでは、指名推選の方法でよろしいかお諮りします。賛成の委員の起立を求めます。

— 全員起立 —

○議長 全員賛成ですので、会長の職務代理者選出につきましても会長選出の場合と同様に、指名推選によることに決定いたしました。どなたか推薦をする方がいらっしゃいますでしょうか。

○上川委員 茂木地区委員を代表いたしまして、提案をいたします。茂木地区の山口眞佐栄委員を推薦いたします。よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、山口眞佐栄委員を推薦するとの発言がありましたが、ほかに推薦者はございませんでしょうか。

— 他に推薦なし —

○議長 指名推選の場合は、皆様全員の同意が必要でございます。それではお諮りいたします。山口眞佐栄委員を会長の職務代理者とすることに、賛成の委員の起立を求めます。

— 全員起立 —

○議長 ありがとうございます。全員賛成でございますので、山口眞佐栄委員を長崎市農業委員会会長の職務代理者の当選人といたします。それではここで、山口眞佐栄委員に前の席に移っていただき、ご挨拶をお願いいたします。

○山口（眞）委員 ただいま、職務代理者として選任をいただきました、山口眞佐栄です。今後は、会長のサポート役として、委員会運営がスムーズにいきますように尽力していきたいと思っておりますので、皆様方のご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長 ありがとうございます。次に、第3号議案、「小委員会の設置について」の議題に入ります。内容について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務長 それでは、「小委員会の設置について」、ご説明いたします。小委員会につきましては、長崎市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、現在「長崎市農業委員会遊休農地対策検討委員会」が設置されておりますが、この委員会を従前のおり設置することの有無について、また、新たな小委員会の設置について決定する必要があるため、お諮りさせていただくものです。なお、事務局といたしましては、引き続き推進体制を強化していく必要がある遊休農地対策検討委員会は、残したいと考えているところでございます。また、長崎市農業委員会遊休農地対策検討委員会のほかにも、後ほど全員協議会の中で出てまいります。農委だより編集委員、農業者年金加入推進部長にも委員を選出していく必要がございます。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について、小委員会は、遊休農地対策検討委員会を設置することとしてよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案、「小委員会の設置について」、小委員会は、遊休農地対策検討委員会を設置することに決定いたしました。次の議題に入りたいと思います。第4号議案、「長崎市農業委員会運営委員会委員の指名について」の議題に入ります。内容について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務長 それでは、「長崎市農業委員会運営委員会委員の指名について」、ご説明いたします。「長崎市農業委員会運営委員会規程」第3条第1項により、運営委員会は、運営委員7名以内で組織することとなっております。なお、運営委員につきましては、第3条第2項第1号で、委員会の会長及びその職務を代理する者、同項第2号で委員会が指名する委員となっておりますので、会長と会長職務代理者以外に5名以内の運営委員を指名する必要があります。運営委員会につきましては、農業委員会の円滑かつ適正な運営を図るために設置しているもので、各地区各方面に渡る事項を協議することになりますので、運営委員に地区的な偏りがないようにするために、事務局案といたしましては、これまで通り会長及び職務代理者がいらっしゃる地区以外の4地区から各地区1名と中立委員1名を、委員会が指名する委員として運営委員会を構成してはどうかと考えております。

つきましては、会長と会長職務代理者以外に指名する5名以内の運営委員を、会長及び職務代理者がいらっしゃる地区以外の4地区から各地区1名と中立委員1名としてよいかをご審議いただき、それでご了解いただきましたら、会長と職務代理者以外の地区につきましては、各地区の委員でご協議いただき、運営委員1名をご選出いただきたいと思います。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、まずは、会長と会長職務代理者以外に委員会が指名する5名以内の運営委員につきまして、会長及び職務代理者以外の4地区から各地区1名と中立委員1名の計5名とすることについて、何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。会長と会長職務代理者以外に委員会が指名する5名以内の運営委員を、会長及び職務代理者以外の4地区から各地区1名と中立委員1名とすることとしてよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。事務局案を採用することといたします。それでは、会長と職務代理者以外の地区から運営委員を選出していただくため、暫時休憩いたしますので各地区において話し合いをお願いします。各地区におきまして、運営委員が決まりましたら、事務局の方にご報告をお願いします。

— 暫時休憩 —

○議長 ただいまから、議事を再開いたします。各地区の運営委員が決まりましたので、事務局から報告をお願いします。

○事務長 それでは、会長と職務代理者以外の各地区から選出いただいた運営委員を報告いたします。旧長崎地区、岩本隆委員、東長崎地区、後山裕義委員、式見・三重・外海地区、井川義英委員、三和・野母崎地区、山口邦俊委員、中立委員、永岡委員、以上の皆様でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま、事務局から報告がありました各委員を、運営委員として指名したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし



○議長 ありがとうございます。それでは、事務局から報告がありました各委員を、運営委員として指名することに決定いたします。次に、第5号議案、「長崎市農業委員会農地利用最適化推進委員の選定について」の議題に入ります。内容について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務長 それでは、「長崎市農業委員会農地利用最適化推進委員の選定について」、ご説明いたします。農地利用最適化推進委員を委嘱するにあたり、公募により推薦・応募のあった27名の候補者から「長崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員定数条例」第3条により定められている定数24名を選定する必要があるため、この議案を提出いたしております。まず、選定基準案をご説明いたします。別紙にしております資料をご覧ください。1 選定にあたっての要件につきましては、①農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方、②地域ごとに必要な推進委員数を満たすように選定する、としています。①については、募集要項に記載された内容、②については、農業委員会総会で同意をいただき、推進委員の選任に関する規則に基づいた地区ごとの推進委員数になります。なお、①の(1)(2)にあります欠格事項につきましては、いずれの候補者も該当がなかったことを、事務局において確認しております。

次に、2 推進委員を選定する評価基準として着目する事項になります。①農地等の利用の最適化の推進に関する熱意を有しているか、②地域等から信任を得られているか、③地域の実情に精通しているか、④農業に関する知識・経験を有しているか、⑤積極的な現場活動が見込めるか、以上の5つの項目に着目して選定をお願いしたいと思います。次に、具体的な選定の方法になりますが、①定数内の地区の選定方法につきましては、候補者の推薦・応募内容を資料で各自ご確認いただき、全員を推進委員として選定してよいか全体の同意を得ることとしたいと思います。②定数を越えた地区の選定方法、具体的には、旧長崎地区、東長崎地区、式見・三重・外海地区の3地区でございますが、この3地区の選定方法につきましては、定数を越えた地区の農業委員において当該地区の候補者の中から定数の候補者を選出していただいた後、その候補者を推進委員として選定してよいか、全体の同意を得ることとしたいと思います。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら推進委員の選定を行っていききたいと思います。定数を越えた地区は、旧長崎地区、東長崎地区、式見・三重・外海地区になります。それ以外の地区は定数と同数の推薦・応募になっておりますので、まずは、茂木地区、三和・野母崎地区、琴海地区について全員を選定してよいかをお諮りし、次に旧長崎地区、東長崎地区、式見・三重・外海地区の選定を行うための地区の委員における協議を行いたいと思います。候補

者の推薦・応募内容が記載されている資料 2-2 をご覧ください。ご確認いただく時間をとるため、暫時休憩いたします。ご確認いただく時間を 5 分ほどとります。

－ 暫時休憩 －

○議長 再開いたします。定数内の地区から、順に確認してまいります。まずは、茂木地区の 4 名です。茂木地区の候補者 4 名全員を選定してよいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ご異議なしと認めます。次に、琴海地区の 5 名です。琴海地区の候補者 5 名全員を選定してよいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ご異議なしと認めます。次に、三和・野母崎地区の 4 名です。三和・野母崎地区の候補者 4 名全員を選定してよいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ご異議なしと認めます。続きまして、定数を超えた旧長崎地区、東長崎地区、式見・三重・外海地区の選定を行うため、地区の農業委員で協議を行っていただく予定でしたが、すでに協議が済んでいるようですので、事務局から報告をお願いします。

○事務長 各地区の農業委員による選出結果についてご報告いたします。

まず、旧長崎地区の 4 名です。地区の委員によって、浦川英敏さん、中村数昭さん、森内悟己さん、山下和孝さんが、選出されております。

続きまして、東長崎地区の 4 名です。池田憲二さん、尾崎正孝さん、城戸利美さん、増田茂さんが、選出されております。

続きまして、式見・三重・外海地区の 3 名です。岩尾直己さん、鶴田安明さん、野本英世さんが、選出されております。地区の農業委員による選出結果につきましては以上です。

○議長 それでは、順に確認してまいります。まずは、旧長崎地区の 4 名です。皆さまにお諮りいたします。地区の農業委員により選出された、浦川英敏さん、中村数昭さん、森内悟己さん、山下和孝さんを旧長崎地区の推進委員として選定することとしてよいでしょうか。

○委員全員 異議なし

---

○議長 ご異議なしと認めます。よって、浦川英敏さん、中村数昭さん、森内悟己さん、山下和孝さんを、旧長崎地区の推進委員として選定することといたします。続きまして、東長崎地区の4名です。皆さまにお諮りいたします。地区の農業委員により選出された、池田憲二さん、尾崎正孝さん、城戸利美さん、増田茂さんを東長崎地区の推進委員として選定することとしてよいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ご異議なしと認めます。よって、池田憲二さん、尾崎正孝さん、城戸利美さん、増田茂さんを東長崎地区の推進委員として選定することといたします。

続きまして、式見・三重・外海地区の3名です。皆さまにお諮りいたします。地区の農業委員により選出された、岩尾直己さん、鶴田安明さん、野本英世さんを式見・三重・外海地区の推進委員として選定することとしてよいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ご異議なしと認めます。よって、岩尾直己さん、鶴田安明さん、野本英世さんを式見・三重・外海地区の推進委員として選定することといたします。

以上、選定されました24名につきましては、7月30日の総会におきまして、長崎市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱を行うことといたします。

本日は、長崎市長招集の長崎市農業委員会総会にあたり、皆様の慎重なご審議のもと、提案されました付議事項の審議が無事終了できましたことを感謝申し上げます、総会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

議 長  
(平尾 政博) \_\_\_\_\_

議事録署名人  
(赤瀬 孝則) \_\_\_\_\_

議事録署名人  
(井川 義英) \_\_\_\_\_